

平成29年12月8日

第429回白石市議会定例会議案

目 次

第 8 0 号 議 案	白石市公共下水道区域外流入分担金に関する条例	・・・	1
第 8 1 号 議 案	白石市簡易水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例	・・・	4
第 8 2 号 議 案	白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例	・・・	7
第 8 3 号 議 案	市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する 条例	・・・	12
第 8 4 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市鷹巣地区コミュニティセンター）	・・・	14
第 8 5 号 議 案	指定管理者の指定について（奥州街道ふれあいの館）	・・・	15
第 8 6 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市城東コミュニティセンター）	・・・	16
第 8 7 号 議 案	指定管理者の指定について （白石城・白石城歴史探訪ミュージアム・武家屋敷（旧小関家） ・白石市小十郎プラザ）	・・・	17
第 8 8 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市文化体育活動センター）	・・・	18
第 8 9 号 議 案	指定管理者の指定について（スパッシュランドしろいし）	・・・	19
第 9 0 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市弥治郎こけし村）	・・・	20
第 9 1 号 議 案	指定管理者の指定について（白石うーめんやまぶき亭）	・・・	21
第 9 2 号 議 案	指定管理者の指定について（かつらの湯）	・・・	22
第 9 3 号 議 案	指定管理者の指定について（すま ^い るひろば）	・・・	23
第 9 4 号 議 案	指定管理者の指定について（越河駅前駐車場）	・・・	24
第 9 5 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市越河公民館）	・・・	25
第 9 6 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市斎川公民館）	・・・	26
第 9 7 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市大平公民館）	・・・	27
第 9 8 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市大鷹沢公民館）	・・・	28
第 9 9 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市白川公民館）	・・・	29
第 1 0 0 号 議 案	指定管理者の指定について（白石市福岡公民館）	・・・	30

第101号議案	指定管理者の指定について（白石市深谷公民館）	・・・31
第102号議案	指定管理者の指定について（白石市小原公民館）	・・・32
第103号議案	指定管理者の指定について （白石市精神障害者小規模通所授産施設ポプラ）	・・・33
第104号議案	指定管理者の指定について （白石市福祉プラザやまぶき・白石市福祉作業所やまぶき園）	・・・34

第 8 0 号議案

白石市公共下水道区域外流入分担金に関する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市公共下水道区域外流入分担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、白石市公共下水道事業に要する費用の一部として区域外受益者から市が徴収する白石市公共下水道区域外流入分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 区域外流入 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により市が定める公共下水道の事業計画区域以外の区域から排除される汚水を公共下水道に流入させることをいう

(2) 区域外受益者 第3条の許可を受けた者をいう

(3) 管理者 管理者の権限を行う市長をいう

(許可)

第3条 区域外流入を行おうとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、白石市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年白石市条例第11号。以下「負担金条例」という。）第4条に規定する1平方メートル当たりの額に、区域外流入の対象となる土地の面積を乗じて得た額とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 管理者は、前条の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及び納付期限等を区域外受益者に通知しなければならない。

2 区域外受益者は、分担金を管理者が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに一括で納付するものとする。ただし、管理者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

3 分担金の減免については、負担金条例第10条の規定を準用する。この

場合において、同条中「負担金」とあるのは「分担金」と、「受益者」とあるのは「区域外受益者」と読み替えるものとする。

(負担金の免除)

第6条 分担金の対象となった土地が、負担金条例第6条の規定による賦課対象区域に編入されたときは、当該分担金を負担金条例の負担金とみなし、負担金は徴収しない。

(督促手数料及び延滞金)

第7条 区域外受益者が分担金を指定期日までに納付しないときは、督促手数料及び延滞金（以下「延滞金等」という。）を徴収する。

2 前項に規定する延滞金等の額及び徴収方法については、白石市市税外収入等督促手数料及び延滞金条例（昭和30年白石市条例第27号）の例による。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 1 号議案

白石市簡易水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市簡易水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
 (白石市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 白石市公営企業の設置等に関する条例(平成元年白石市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「上水道事業及び簡易水道事業(以下「水道事業」という。)」を「水道事業」に改める。

第1条の2中「簡易水道事業及び」を削る。

第8条中「次に掲げる事業を通じてそれぞれ」を「公共下水道事業及び農業集落排水事業を通じて」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

別表1第2号を次のように改める。

(2) 飲料水供給施設

名 称	給水地区
上戸沢飲料水供給施設	小原上戸沢地区
下戸沢飲料水供給施設	小原下戸沢地区

(白石市水道給水条例の一部改正)

第2条 白石市水道給水条例(昭和48年白石市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び簡易水道事業」を削る。

第24条中「簡易水道事業」を「飲料水供給施設」に改める。

第29条中「徴収する。」の次に「ただし、管理者において必要があると認めるときは、この限りでない。」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第24条関係)

飲料水供給施設

上戸沢飲料水供	基本料金1月につき 2,500円
---------	------------------

給施設	
下戸沢飲料水供給施設	<p>基本料金 1 月につき 1 0 立方メートルまで 1, 5 0 0 円</p> <p>水量料金 1 月につき 使用水量 1 0 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 1 2 5 円</p>

(白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 5 年白石市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「簡易水道以外の」を削り、同条第 2 項を削る。

(白石市簡易水道建設工事費分担金徴収条例の廃止)

第 4 条 白石市簡易水道建設工事費分担金徴収条例（昭和 4 6 年白石市条例第 2 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

第 8 2 号議案

白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例

白石市個人情報保護条例（平成16年白石市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

同条第6号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同条第8号を第9号とし、同条第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第3条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第4条中「法人等」を「法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号

) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に改める。

第 7 条第 3 号中「(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)」及び「(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第 8 条中「次の各号に掲げる事項について個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を削る。

第 9 条第 1 項中「、住所その他個人に関する情報を書き記したもの又は個人別に付された個人情報を整理するために使用される番号、記号その他符号等」を「その他の記述等又は個人識別符号」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第 11 号を第 12 号とし、同項第 5 号から 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 9 条第 4 項中「以後において前 3 項の」の次に「規定による」を加える。

第 10 条第 1 項中「目的で」を「目的での」に、「を利用」を「の利用」に、「し、又は」を「をし、又は」に、「ものに個人情報を」を「ものへの個人情報の」に、「してはならない」を「をしてはならない」に改め、同条第 2 項中「(以下「目的外利用等」という。)」を削る。

第 12 条(見出しを含む。)中「者」を「もの」に改める。

第 13 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1 号中「き損」を「毀損」に改め、同条第 3 号中「廃棄」を「廃棄し、」に改め、同号ただし書中「文化的」を「文化的な」に改める。

第 15 条第 2 項中「使用」を「利用」に改める。

第 17 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1 号中「請求する」を「請求をする」に改める。

第18条中「前条の」を削り、「次」を「次の各号」に改め、同条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同条第7号エ中「かかる」を「係る」に改める。

第19条第1項中「開示請求に係る個人情報に、」を「開示請求に係る個人情報に」に改め、同条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第22条第2項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第23条第2項中「開示決定」を「開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）」に改める。

第24条第1項中「開示を決定」を「開示決定を」に改め、同条第2項中「に規定する通知書」を「の書面」に改める。

第29条中「法令」を「法令等」に改める。

第30条第2項中「（以下「訂正決定」という。）」を削る。

第32条第1項第1号中「第6条」の次に「及び第8条」を加え、「、第8条及び」を「又は」に、「保有されている」を「目的外利用若しくは外部提供された」に改め、同条第2項中「自己を本人とする」を「開示を受けた自己に関する」に改める。

第37条第5項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

第38条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「決定」を「裁決」に改める。

第39条第1項中「第6章」を「次章」に改め、同条第5項中「第6章」を「次章」に、「については」を「については、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正後の白石市個人情報保護条例（以下「改正後条例」という。）第2条第6号に規定する実施機関が保有している個人情報であって、改正後条例第2条第2号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第9条第2項の規定の適用については、同項中

「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成２９年度白石市条例第 号）の施行後遅滞なく」とする。

第 8 3 号議案

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和29年白石市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第88条第1項の規定による応急工事計画」を「法第87条の4第1項の規定による緊急耐震工事計画及び法第87条の5第1項の規定による応急工事計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の規定は、平成29年9月25日から適用する。

第 8 4 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市鷹巣地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
白石市緑が丘 1 8 番 1 5 号
鷹巣地区コミュニティ推進協議会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 5 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
奥州街道ふれあいの館
- 2 指定管理者となる団体
白石市城北町 4 番 6 号
城北コミュニティ推進協議会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 6 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市城東コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
白石市東町一丁目 6 番 2 号
城東コミュニティ推進協議会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 7 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石城

白石城歴史探訪ミュージアム

武家屋敷（旧小関家）

白石市小十郎プラザ

2 指定管理者となる団体

白石市鷹巣東二丁目 1 番 1 号

公益財団法人白石市文化体育振興財団

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 88 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市文化体育活動センター
- 2 指定管理者となる団体
白石市鷹巣東二丁目 1 番 1 号
公益財団法人白石市文化体育振興財団
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

平成 29 年 12 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 89 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
スパッシュランドしろいし
- 2 指定管理者となる団体
白石市鷹巣東二丁目 1 番 1 号
公益財団法人白石市文化体育振興財団
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

平成 29 年 12 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第90号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市弥治郎こけし村
- 2 指定管理者となる団体
白石市福岡八宮字弥治郎北72番地1
弥治郎こけし業協同組合
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日

平成29年12月8日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 1 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石うーめんやまぶき亭
- 2 指定管理者となる団体
白石市沢端町 1 番 2 1 号
奥州白石温麺協同組合
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 2 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
かつらの湯
- 2 指定管理者となる団体
白石市小原字中北前田 3 番地 2
小原地区活性化推進協議会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 3 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
すま^いるひろば
- 2 指定管理者となる団体
白石市字中町 4 8 番地 5
白石まちづくり株式会社
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第94号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
越河駅前駐車場
- 2 指定管理者となる団体
白石市越河五賀字南原2番地1
越河地域振興会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日

平成29年12月8日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 5 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市越河公民館
- 2 指定管理者となる団体
白石市越河五賀字南原 2 番地 1
越河地域振興会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 6 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市斎川公民館
- 2 指定管理者となる団体
白石市斎川字新町尻 3 1 番地
斎川まちづくり協議会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 97 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市大平公民館
- 2 指定管理者となる団体
白石市大平中目字西田 7 番地
大平公民館運営会議
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

平成 29 年 12 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 98 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市大鷹沢公民館
- 2 指定管理者となる団体
白石市大鷹沢三沢字五丁目 48 番地
大鷹沢まちづくり振興協議会
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

平成 29 年 12 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 99 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市白川公民館
- 2 指定管理者となる団体
白石市白川津田字内堀 6 番地 1
白川振興会議
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

平成 29 年 12 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第100号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市福岡公民館
- 2 指定管理者となる団体
白石市福岡長袋字陣場が丘12番地1
福岡地区民の会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日

平成29年12月8日

白石市長 山 田 裕 一

第 1 0 1 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市深谷公民館
- 2 指定管理者となる団体
白石市福岡深谷字南沖 2 1 番地
白石市深谷公民館運営委員会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第102号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市小原公民館
- 2 指定管理者となる団体
白石市小原字中北前田3番地2
小原地区振興会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日

平成29年12月8日

白石市長 山 田 裕 一

第 1 0 3 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市精神障害者小規模通所授産施設ポプラ
- 2 指定管理者となる団体
白石市福岡蔵本字茶園 6 2 番地 1
特定非営利活動法人白石うぐいす会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第104号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市福祉プラザやまぶき
白石市福祉作業所やまぶき園
- 2 指定管理者となる団体
白石市福岡蔵本字茶園62番地1
社会福祉法人白石市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日

平成29年12月8日

白石市長 山 田 裕 一